

# 実績評価書

(厚生労働省2(VII-2-1))

<p><b>施策目標名</b></p>	<p>児童虐待防止や配偶者による暴力被害者等への更なる支援体制の充実を図ること(施策目標Ⅶ-2-1)                  基本目標Ⅶ:安心して子どもを産み育てることを可能にする社会づくりを推進すること                  施策大目標2:児童虐待や配偶者による暴力等の発生予防から保護・自立支援までの切れ目のない支援体制を整備すること</p>	
<p><b>施策の概要</b></p>	<p>本施策は、次の項目を柱に実施している。</p> <p><b>【児童虐待防止対策】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>児童虐待への対応については、児童相談所への児童虐待相談対応件数が年々増加しており、重篤な児童虐待事件も生じている中で、「児童虐待の防止等に関する法律」(平成12年法律第82号。以下「児童虐待防止法」という。)及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)の累次の改正などにより制度的な充実や発生予防から自立支援までの一連の対策の更なる強化を図っている。</li> <li>具体的には、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」(平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議)を策定し、転居した場合の児童相談所間における引継ぎルールの見直し・徹底をすること、「児童相談所強化プラン」を前倒して見直すこと等としているほか、より効果的・効率的な役割分担・情報共有、適切な一時保護、保護された子どもの受け皿確保等を講ずることとしている。</li> <li>また、同対策に基づき、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン(新プラン)」(平成30年12月18日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定)を策定し、児童相談所及び市町村の体制強化に向けて、令和4(2022)年度までに、児童福祉司を約3,200人から約2,000人増加させることや、市区町村子ども家庭総合支援拠点(※1)を全市町村に設置することとしている。                  ※1 子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等によるソーシャルワーク業務までを行う機能を担う拠点のこと。</li> <li>さらに、児童虐待の発生予防・早期発見や児童虐待発生時の迅速・的確な対応等の強化を内容とする「児童虐待防止対策の抜本的強化について」(平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議)を決定している。この中では、児童虐待の発生予防・早期発見のために、乳幼児健診未受診者や、未就園、不就学等の子どもに関する定期的な安全確認を行うことや、成育基本法(平成30年法律第104号)に基づき策定される成育医療等基本方針に基づき、子どもの死因究明について検討を進めることとされている。</li> <li>この他、児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律(令和元年法律第46号)では、①親権者は児童のしつけに際して体罰を加えてはならないこと、②児童相談所の体制強化として、都道府県は一時保護等の介入的対応を行う職員と保護者支援を行う職員を分ける等の措置を講ずること等が盛り込まれており、一部を除き令和2年4月1日から施行されている。</li> </ul> <p><b>【社会的養護の充実】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成28年の改正後の児童福祉法では、以下のように規定されている。                     <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 国及び地方公共団体は、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援することを原則とする。</li> <li>◆ 家庭における養育が適当でない場合には、児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、必要な措置を講ずる。</li> <li>◆ 児童を家庭及び家庭における養育環境と同様の養育環境において養育することが適当でない場合にあっては、児童ができる限り良好な家庭的環境において養育されるよう必要な措置を講じなければならない。</li> </ul> </li> <li>これを踏まえ、養子縁組や里親・ファミリーホームによる家庭的養育の推進等を図るとともに、児童養護施設等の施設については、ケア形態の小規模化や地域分散化を図ることとしている。また、社会的養護の施設が質の高い支援を実施するため、施設種別ごとの運営方針を策定するとともに、第三者評価の実施や施設長研修の受講を義務付けている。</li> <li>また、施設を退所した子どもの自立に向けた支援を強化しており、これらによって、虐待を受けた子ども等への支援を実施している。</li> </ul> <p><b>【配偶者からの暴力対策等の女性保護施策の推進】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>配偶者からの暴力被害等に対する相談・保護等の支援については、以下のような各種施策を実施している。                     <ol style="list-style-type: none"> <li>① 配偶者からの暴力を受けた被害者の一時保護、民間シェルターや母子生活支援施設等一定の基準を満たす者への一時保護委託の実施</li> <li>② 婦人相談所職員や婦人相談員等の相談担当職員に対する専門研修の実施</li> <li>③ 婦人相談所における休日・夜間電話相談事業の実施及び関係機関とのネットワーク整備</li> <li>④ 婦人相談所一時保護施設及び婦人保護施設における心理療法担当職員及び同伴児童へのケアを行う指導員の配置</li> <li>⑤ 婦人相談所一時保護施設及び婦人保護施設の夜間警備体制の強化</li> <li>⑥ 婦人相談所における法的対応機能強化事業の実施</li> <li>⑦ 外国人被害女性等を支援する専門通訳者養成研修事業の実施</li> <li>⑧ 婦人相談所一時保護施設及び婦人保護施設において、個別対応職員を配置し、様々な困難な問題を抱える被害者のニーズに対応した支援を実施</li> </ol> </li> <li>この他、新型コロナウイルス感染症対策として、以下を実施している。                     <ol style="list-style-type: none"> <li>① 感染防止に配慮した児童虐待、DV、ひとり親家庭等の相談支援体制の強化</li> <li>② 「子どもの見守り強化アクションプラン」を踏まえた見守り体制の強化</li> <li>③ 児童養護施設等での新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、都道府県等が施設等へ配付する消毒用エタノール等の一括購入、施設等の消毒、感染症予防の広報・啓発、多床室の個室化に要する改修等に必要な費用への財政的支援</li> </ol> </li> </ul>	
<p><b>施策実現のための背景・課題</b></p>	<p>1</p>	<p>児童虐待相談対応件数は増加が続く一方、複雑・困難なケースも増加しており、児童の心理、健康・発達、法律等の側面で専門的知識に基づいた迅速な対応が必要となっている。</p>
	<p>2</p>	<p>児童虐待による死亡事例において0歳児の死亡事例が多いこと等から、児童虐待の発生予防には、妊娠届出時など妊娠期から関わる重要性であるとともに、早期発見・早期対応には、新生児訪問時等の母子保健事業と関係機関の連携強化が必要である。</p>
	<p>3</p>	<p>保護者のない子どもや、虐待を受けた子どもなど、社会的養護が必要な子どもについては、できる限り良好な家庭的環境において養育されることが望ましく、里親等への委託や施設の小規模・地域分散化を一層推進する必要がある。</p> <p>また、社会的養護の下で育った子どもは、施設等を退所し自立するに当たり、保護者等から支援を受けられない場合が多く、その結果様々な困難な直面することが多いことから、個々の児童の状況に応じた支援を実施し、将来の自立に結びつけることが重要である。</p>
	<p>4</p>	<p>配偶者からの暴力(DV)が深刻な社会問題になっている状況にあり、被害者のための相談・保護・支援体制を整備することが課題となっている。</p>
	<p style="text-align: center;"><b>達成目標/課題との対応関係</b> <span style="float: right;"><b>達成目標の設定理由</b></span></p>	
	<p>目標1</p>	<p>「児童虐待防止対策体制総合強化プラン(新プラン)」(平成30年12月18日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定)において、令和4(2022)年度までの児童相談所の専門職の増員等の目標を盛り込んでいるため。</p> <p>また、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」の更なる徹底・強化について(平成31年2月8日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定)、「児童虐待防止対策の抜本的強化について」(平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定)及び「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」(令和元年法律第46号)においても、児童相談所への専門職の配置や職員の資質向上等の児童相談所の体制強化施策を盛り込んでいるため。</p>
	<p>(課題1)</p>	<p>虐待発生時の対応等が迅速・的確に行われるよう、専門職の配置等により児童相談所の体制強化を推進すること。</p>

各課題に対応した達成目標	目標2		子育て世代包括支援センターは、妊産婦・乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握し、妊産婦や保護者の相談に保健師等の専門家が対応するとともに、必要な支援の調整や関係機関と連絡調整するなどして、妊産婦や乳幼児等に対して切れ目のない支援を提供する役割を担っている。
	(課題2)	妊娠期からの児童虐待防止対策を推進すること。	また、女性健康支援センター等では、保健師等による予期せぬ妊娠等についての相談指導等を行っている。
	目標3		これらに加え、生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握、育児に関する不安や悩みの相談等の援助を行う乳児家庭全戸訪問事業や、養育支援が特に必要であると判断される家庭に対して、保健師・助産師・保育士等が居宅を訪問し、養育に関する相談に応じ、指導、助言等により養育能力を向上させるための支援を行う養育支援訪問事業の活用によって、育児不安や虐待の予防に寄与することができると期待される。
	(課題3)	里親・ファミリーホームへの委託の推進、特別養子縁組制度等の利用促進、児童養護施設等の小規模かつ地域分散化、自立に向けた支援の強化により、虐待を受けた子どもなどへの支援を推進すること。	平成28年の児童福祉法改正により家庭養育優先の理念を明確にするため規定された児童福祉法第3条の2において、以下のように規定されているため。 ・国及び地方公共団体は、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援することを原則とする。 ・家庭における養育が適当でない場合には、児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、必要な措置を講ずる。 ・児童を家庭及び家庭における養育環境と同様の養育環境において養育することが適当でない場合にあっては、児童ができる限り良好な家庭的環境において養育されるよう必要な措置を講じなければならない。
目標4		DV被害者支援における相談体制の整備は、DV被害の潜在化を防止するとともに、DV被害者に対する効果的な支援につなげることが重要であり、第4次男女共同参画基本計画(平成27年12月)において「相談しやすい体制等の整備」が盛り込まれているため。	
(課題4)	DV被害者への支援体制(相談しやすい体制)を整備すること。		

施策の予算額・執行額等	区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	147,694,415	292,835,406	302,589,007	324,181,738	342,448,001
		補正予算(b)	1,089,265	9,027,984	3,357,640	49,553,282	
		繰越し等(c)	7,738,642	2,700,891	42,778,436	222,553	
		合計(a+b+c)	156,522,322	304,564,281	348,725,083	373,957,573	
	執行額(千円、d)	132,227,502	272,120,904	278,739,215	318,248,841		
執行率(%、d/(a+b+c))	84.5%	89.3%	79.9%	85.1%			

施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(概要・記載箇所)
	①「世界一安全な日本」創造戦略(犯罪対策関係会議決定) ②すくすくサポート・プロジェクト(子どもの貧困対策会議決定) ③ニッポン一億総活躍プラン(閣議決定) ④自殺総合対策大綱(閣議決定) ⑤児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策(児童虐待防止対策に関する関係関係会議) ⑥「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」の更なる徹底・強化について(児童虐待防止対策に関する関係関係会議) ⑦児童虐待防止対策の抜本的強化について(児童虐待防止対策に関する関係関係会議) ⑧「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」(令和元年法律第46号) ⑨子供の貧困対策に関する大綱(閣議決定) ⑩第201回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説 ⑪「少子化社会対策大綱」(閣議決定) ⑫第5次男女共同参画基本計画(閣議決定) ⑬第4次犯罪被害者等基本計画(閣議決定)	①平成25年12月10日 ②平成27年12月21日 ③平成28年6月2日 ④平成29年7月25日 ⑤平成30年7月20日 ⑥平成31年2月8日 ⑦平成31年3月19日 ⑧令和元年6月19日 ⑨令和元年11月29日 ⑩令和2年1月20日 ⑪令和2年5月29日 ⑫令和2年12月25日 ⑬令和3年3月31日	①Ⅲ5(1)③ 児童虐待対策の推進 ②Ⅲ 児童虐待防止対策強化プロジェクト ③3.(2) すべての子供が希望する教育を受けられる環境の整備 ④7.(12) 児童虐待や性犯罪・性暴力の被害者への支援 ⑤児童虐待防止対策の強化に向けて「緊急に実施する重点施策」「児童虐待防止のための総合対策」を取りまとめた。 ⑥「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」に係る事項について緊急点検を実施し、抜本的な体制強化を図る。 ⑦児童虐待防止対策のための制度改正や、これまでの取組の実施について改めて徹底するとともに、児童虐待防止対策の抜本的な強化を図る。 ⑧児童虐待防止対策の強化を図るため、児童の権利擁護、児童相談所の体制強化及び関係機関間の連携強化等の所要の措置を講ずる。 ⑨第4 1(5)特に配慮を要する子供への支援、2(3)子供の生活支援、(4)子供の就労支援、(6)児童養護施設退所者等に関する支援、(7)支援体制の強化 ⑩来年春までに、子育て世代包括支援センターを全ての市町村に設置する。 ⑪Ⅱ-4(10)障害のある子供、貧困の状況にある子供、ひとり親家庭等様々な家庭・子供への支援 ⑫Ⅱ 第5分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶等 ⑬Ⅴ 第2 1(12)里親制度の充実

達成目標1について	虐待発生時の対応等が迅速・的確に行われるよう、専門職の配置等により児童相談所の体制強化を推進すること								
指標1 児童福祉司数 (アウトプット)	指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠								
	増加する児童虐待相談に対応するため、指標として選定している。「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」(新プラン)(平成30年12月18日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定)において定められた数値目標である。								
	基準値	実績値					目標値	主要な指標	達成
	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和4(2022)年度	○	△
3,240人	3,030人	3,240人	3,430人	3,817人	4,553人	5,260人			
年度ごとの目標値		-	前年度(3,030人)以上	前年度(3,240人)以上	4,300人	4,700人			
指標2 児童虐待による死亡数 (アウトカム)	指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠								
	児童相談所の体制強化等(新プランに基づく児童福祉司等の増加など)の結果として、児童虐待による死亡数を減少させることが目標であるため、指標として選定している。(参考)「健やか親子21(第2次)」について検討会報告書(平成26年4月「健やか親子21」の最終評価等に関する検討会)において定められた数値目標である。								
	基準値	実績値					目標値	主要な指標	達成
	平成23年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和2年度	-	-
心中以外58人 心中41人	心中以外49人 心中28人	心中以外52人 心中13人	心中以外54人 心中19人	心中以外57人 心中21人	令和3~4年度に集計(令和4年8月頃公表予定)	それぞれが減少			
年度ごとの目標値		それぞれが減少	それぞれが減少	それぞれが減少	それぞれが減少	それぞれが減少			

		指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠								
指標3 児童心理司数 (アウトプット)	増加する児童虐待相談に対応するため、指標として選定している。 「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」(新プラン)(平成30年12月18日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定)において定められた数値目標である。									
	基準値	実績値					目標値	主要な指標	達成	
	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和4 (2022)年度	-	○	
1,355人	1,329人	1,355人	1,447人	1,570人	1,800人	800人増				
年度ごとの目標値	/		前年度 (1,329人) 以上	前年度 (1,355人) 以上	1,610人	1,790人	/			
		指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠								
指標4 保健師の児童相談所への配 置割合 (アウトプット)	増加する児童虐待相談に対応するため、指標として選定している。 「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」(新プラン)(平成30年12月18日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定)において定められた数値目標である。									
	基準値	実績値					目標値	主要な指標	達成	
	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和4 (2022)年度	-	×	
48.6%	33.5%	48.6%	50.0%	55.3%	58.0%	100%				
年度ごとの目標値	/		100%	100%	100%	100%	/			

達成目標2について 妊娠期からの児童虐待防止対策を推進すること

		指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠								
指標5 子育て世代包括支援セン ターの整備数(アウトプット)	<ul style="list-style-type: none"> <li>子育て世代包括支援センターは、妊産婦・乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握し、妊産婦や保護者の相談に保健師等の専門家が対応するとともに、必要な支援の調整や関係機関と連絡調整するなどして、妊産婦や乳幼児等に対して切れ目のない支援を提供する役割を担っている。</li> <li>これによって、育児不安や虐待の予防に寄与することができると期待される。「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年6月2日閣議決定)等において、令和2年度末までに子育て世代包括支援センターの全国展開を目指すとの目標が掲げられていることを踏まえ、当該目標を設定した。</li> </ul>									
	基準値	実績値					目標値	主要な指標	達成	
	-	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和2年度末	○	×	
-	296市区町村(720箇所)	525市区町村(1,106箇所)	761市区町村(1,436箇所)	983市区町村(1,717箇所)	1,288市区町村(2,052箇所)	全国展開				
年度ごとの目標値	/		全国展開(1,741市区町村)	全国展開(1,741市区町村)	全国展開(1,741市区町村)	全国展開(1,741市区町村)	/			
		指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠								
指標6 養育支援訪問事業の事業を 実施する市区町村数 (アウトプット)	<ul style="list-style-type: none"> <li>養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要であると判断される子どもや特定妊婦がいる家庭に対して、保健師・助産師・保育士等が居宅を訪問し、養育に関する相談に応じ、指導、助言等により養育能力を向上させるための支援を行うこととされている。これにより、育児不安や虐待の予防に寄与することができると期待される。</li> <li>目標値については、「すくすくサポート・プロジェクト」(平成27年12月21日子どもの貧困対策会議決定)において、定められた数値目標である。</li> </ul>									
	基準値	実績値					目標値	主要な指標	達成	
	-	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和2年度	-	(△)	
-	1,469市区町村	1,476市区町村	1,508市区町村	集計中(令和3年9月頃公表予定)	集計中(令和4年3月頃公表予定)	全市区町村				
年度ごとの目標値	/		-	-	-	1,741市区町村	1,741市区町村	/		
		指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠								
指標7 乳幼児健康診査の未受診率 (アウトプット) 【新経済・財政再生計画関 連:社会保障分野12】	<ul style="list-style-type: none"> <li>母子保健関連施策の中で、乳幼児健診事業は、妊娠の届出・母子健康手帳の交付、妊婦健診や産婦健診、乳児家庭全戸訪問事業などに引き続いて実施されるものである。</li> <li>乳幼児健診事業においては、健診受診者の支援の必要性を把握するとともに、未受診者を必要な支援につなげることで、すべての親子に必要な支援を届けることができるものである。</li> <li>乳幼児健診を子どもに受けさせていない家庭は、受けさせている家庭よりも虐待リスクが高いことが指摘されている。未受診家庭の把握を通じて、虐待予防のための支援につなげることが重要であるため、未受診率を指標として設定した。</li> <li>目標値については、健やか親子21(第2次)について令和元年8月に中間評価を行った際に、既に最終評価目標を達成していた3歳児については、更なる向上を目指し、1歳6か月児の目標である3.0%を目指すこととされたため、見直し後の目標を令和6年度の目標値として設定した。</li> <li>また、令和元年度の目標値欄の記載は、令和6年度の目標値を達成するために設定した目安値である。なお、令和2年度の目標値については、健やか親子21(第2次)においては定めていないが、令和元年度の目安値と令和6年度の目標値の差を考慮し、便宜的に算出したものである。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】</li> </ul>									
	基準値	実績値					目標値	主要な指標	達成	
	平成23年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和6年度	-	(×)	
3~5か月児 4.4%	3~5か月児 4.4%	3~5か月児 4.5%	3~5か月児 4.2%	3~5か月児 4.6%	集計中	3~5か月児 2.0%				
1歳6か月児 3.6%	1歳6か月児 3.6%	1歳6か月児 3.8%	1歳6か月児 3.5%	1歳6か月児 4.3%		1歳6か月児 3.0%				
3歳児 4.9%	3歳児 4.9%	3歳児 4.8%	3歳児 4.1%	3歳児 5.4%		3歳児 3.0%				
年度ごとの目標値	/		-	-	-	3~5か月児 3.0% 1歳6か月児 4.0% 3歳児 6.0%	3~5か月児 2.8% 1歳6か月児 3.8% 3歳児 5.4%	/		

達成目標3について		里親・ファミリーホームへの委託の推進、特別養子縁組制度等の利用促進、児童養護施設等の小規模かつ地域分散化、自立に向けた支援の強化により、虐待を受けた子どもなどへの支援を推進すること								
測定指標	指標8 里親等委託の実施(委託率) (アウトカム)	指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠								
		<ul style="list-style-type: none"> <li>「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」(平成30年7月6日付け子発0706第1号厚生労働省子ども家庭局長通知)の中で、国においては、「概ね7年以内(令和8(2026)年度まで)(3歳未満は概ね5年以内(令和6(2024)年度まで))に乳幼児の里親等委託率75%以上」、「概ね10年以内(令和11(2029)年度まで)に学童期以降の里親等委託率50%以上」の実現に向けて、取組を推進するとされている。</li> <li>虐待等、様々な事情により家庭での養育が困難又は受けられなくなった子どもたちも、里親等の家庭と同様の養育環境において継続的に養育されることが重要であることから、指標として選定している。</li> <li>なお、各区分ともに、目標年に向け社会的機運を高めながら施策を推進するものであり、目標年度以外においては目標値を設定することが困難であるため、各区分ともに、目標年度における目標値への達成に向けた進捗状況をもって、評価を行うこととする。</li> </ul>								
		基準値	実績値					目標値	主要な指標	達成
		平成20年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和6年度	○	-
		10.4%	18.3%	19.7%	20.5%	21.5%	集計中 (令和3年度中目途公表予定)	3歳未満児 75%		
								令和8年度		
								乳幼児 75%		
								令和11年度		
		学童期以降 50%								
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-	-
測定指標	指標9 特別養子縁組の成立件数 (アウトカム)	指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠								
		<ul style="list-style-type: none"> <li>「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」(平成30年7月6日付け子発0706第1号厚生労働省子ども家庭局長通知)の中で、特別養子縁組制度のより一層の活用の検討を促していく観点から、概ね5年以内(令和6(2024)年度)に年間1,000人以上の縁組成立を目指すこととされている。</li> <li>虐待等、様々な事情により家庭での養育が困難又は受けられなくなった子どもたちも、特別養子縁組を含めた家庭と同様の養育環境において継続的に養育されることが重要であることから、指標として選定している。</li> <li>なお、目標年に向け社会的機運を高めながら施策を推進するものであり、目標年度以外においては目標値を設定することが困難であるため、各区分ともに、目標年度における目標値への達成に向けた進捗状況をもって、評価を行うこととする。</li> </ul>								
		基準値	実績値					目標値	主要な指標	達成
		平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和6年度	-	-
		616件	495件	616件	624件	711件	集計中	年間 1,000件		
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-		

達成目標4について		DV被害者への支援体制(相談しやすい体制)を整備すること								
測定指標	指標10 配偶者からの暴力被害者の 来所相談件数(アウトプット)	指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠								
		<ul style="list-style-type: none"> <li>DV被害者支援における相談体制の整備は、DV被害の潜在化を防止するとともに、DV被害者に対する効果的な支援につなげることが重要であり、第5次男女共同参画基本計画(令和2年12月25日)において、「相談しやすい体制等の整備」が盛り込まれている。</li> <li>「配偶者からの暴力被害者からの来所相談件数」の増加は、DV被害者への支援体制(相談しやすい体制)強化への取組に一定の成果を示すものであるため、指標として選定し、前年度実績を上回ることを目標としている。</li> </ul>								
		基準値	実績値					目標値	主要な指標	達成
		平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	毎年度	○	(○)
		32,281件	32,403件	32,281件	32,914件	集計中	今後集計予定	前年度以上		
		年度ごとの目標値	前年度 (33,901件) 以上	前年度 (32,403件) 以上	前年度 (32,281件) 以上	前年度 (32,914件) 以上	前年度 (32,914件) 以上	前年度以上	-	-

※ 平成24年度から平成28年度は第3期基本計画期間である。



<p style="text-align: center;">総合判定</p>	<p>目標達成度合いの測定結果 (各行政機関共通区分)⑤【目標に向かっていない】</p> <p>(判定結果) C【達成に向けて進展がない】</p> <p>(判定理由)</p> <p>【達成目標1: 虐待発生時の対応等が迅速・的確に行われるよう、専門職の配置等により児童相談所の体制強化を推進すること】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指標1(児童福祉司数)については、平成30年12月に取りまとめられた「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」(新プラン)開始後順調に増加しており、令和2年度実績の目標値に対する達成度合いは約97%であることから、目標値を概ね達成していると判断した。</li> <li>・ 指標2(児童虐待による死亡数)について、令和元年度及び令和2年度の実績値は集計中であるが、平成28年度から平成30年度までの実績の推移は、心中以外が微増傾向にある。一方で、心中は、平成29年度は前年度比で約54%減少したが、平成30年度は前年度比で約46%増加しており、現時点では傾向を判断することはできないことから、指標としての達成状況も判断できない。</li> <li>・ 指標3(児童心理司数)については、新プラン開始後順調に増加しており、令和2年度実績値は目標値を上回っており、目標値を達成していると判断した。</li> <li>・ 指標4(保健師の児童相談所への配置割合)については、新プラン開始後増加傾向であるものの、令和2年度実績値は目標値の80%未満であることから目標未達とした。</li> </ul> <p>【達成目標2: 妊娠期からの児童虐待防止対策を推進すること】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指標5(子育て世代包括支援センターの整備数)については、基準年(ベースライン)から比較すると増加し、令和2年度は目標値1,741市区町村に対して、実績値1,288市区町村(2,052箇所)で達成率は約74%であるので、目標未達と判断した。</li> <li>・ 指標6(養育支援訪問事業を実施する市区町村数)については、令和元年度及び令和2年度の実績値は集計中であるが、直近の実績値が判明している平成30年度については1,508市町村(目標達成率約87%)で養育支援訪問事業が実施されており、実施市区町村が年々増加傾向であることも踏まえ、目標を概ね達成しているとみなせると判断した。</li> <li>・ 指標7(乳幼児健康診査の未受診率)について、令和2年度実績は集計中であるが、平成28年度から令和元年度までの推移から、3～5か月児は年平均0.1ポイント増、1歳6か月児は年平均0.2ポイント増、3歳児は年平均0.2ポイント増となっており、このペースを維持すると、令和2年度の目標値の達成は難しいと見込まれることから、目標未達とみなせると判断した。</li> </ul> <p>【達成目標3: 里親・ファミリーホームへの委託の推進、特別養子縁組制度等の利用促進、児童養護施設等の小規模かつ地域分散化、自立に向けた支援の強化により、虐待を受けた子どもなどへの支援を推進すること】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指標8(里親等委託の実施(委託率))及び指標9(特別養子縁組の成立件数)については、目標年に向け社会的機運を高めながら施策を推進するものであり、目標年度以外においては目標値を設定することが困難である。</li> </ul> <p>【達成目標4: DV被害者への支援体制(相談しやすい体制)を整備すること】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指標10(配偶者からの暴力被害者の来所相談件数)については、令和2年度の実績値は集計予定、令和元年度の実績値は集計中であるが、直近の実績値が判明している平成30年度については目標値を達成しており、平成29年度実績値も目標値に対して99.6%と限りなく100%に近い実績であることを踏まえ、目標を達成しているとみなせると判断した。</li> </ul> <p>【総合判定】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 以上から、主要な指標のうち指標5が目標未達となったことから、測定結果は⑤、総合判定はCとなる。</li> </ul>
	<p>(有効性の評価)</p> <p>【達成目標1: 虐待発生時の対応等が迅速・的確に行われるよう、専門職の配置等により児童相談所の体制強化を推進すること】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指標1については、令和2年度実績値は目標値を下回っているものの、平成30年度から令和元年度と比して人数(H30→R1:+387人、R1→R2:+736人)、伸び率(H30→R1:+11.3%、R1→R2:+19.3%)とも増加しており、児童相談所の体制強化推進のための取組は概ね有効に機能していると評価できる。</li> <li>・ 指標2については、令和元年度及び令和2年度の実績値が集計中であり、死亡数には虐待による死亡と断定できていない疑義事例も含むことから、その傾向を評価することは難しいが、死亡数を減らすために引き続き、児童福祉司の増員等により体制強化を図り、目標達成に取り組む。</li> <li>・ 指標3については、令和2年度は目標値を上回っている。令和4年度に平成29年度比で800人増を目標としており、平成29年度から令和2年度までの増加ペースを単純平均(年平均148人)すると800人に未達となるが、平成29年度以降に増加ペースが年々増大していることを踏まえると、令和4年度の目標達成が可能と考えられ、児童相談所の体制強化推進のための取組は有効に機能していると評価できる。</li> <li>・ 指標4については、前年度比2.7ポイントの増加をしているが、年度ごとの目標値を下回っている状況が続いている。この要因として、保健師に係る他の業務需要により、人材確保が困難になっていること等が考えられる。今後は、令和4年4月1日から児童相談所への保健師の配置が義務化されることも見据え、更なる配置促進に取り組む。</li> </ul> <p>【達成目標2: 妊娠期からの児童虐待防止対策を推進すること】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指標5については、令和2年度実績は目標値としていた1,741市区町村への設置には至らなかったが、人口比率(設置市区町村人口/全人口)では92.8%、出生数比率(設置市区町村出生数/全出生数)では93.4%という点を踏まえると、一定の成果を得ており、施策が有効に機能していると評価できる。</li> <li>・ 指標6については、令和元年度及び令和2年度の実績値が集計中であることから、平成30年度について評価すれば目標値を概ね達成していることから、特定妊婦(出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要な妊婦)や保護者の養育を支援することが特に必要な家庭に対する養育支援訪問等の適切なサービスの提供など、妊娠期からの児童虐待防止対策推進のための取組は有効に機能していると評価できる。</li> <li>・ 指標7については、直近の実績値となる令和元年度の実績値は3歳児のみ目標値を達成している。</li> </ul> <p>【達成目標3: 里親・ファミリーホームへの委託の推進、特別養子縁組制度等の利用促進、児童養護施設等の小規模かつ地域分散化、自立に向けた支援の強化により、虐待を受けた子どもなどへの支援を推進すること】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指標8及び指標9については、平成28年の児童福祉法改正で規定された家庭養育優先原則に基づく取組が進められており、増加傾向となっているが、令和6年度の目標達成に向け、取組の強化を図る必要がある。</li> </ul> <p>【達成目標4: DV被害者への支援体制(相談しやすい体制)を整備すること】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指標10については、令和2年度実績値は集計予定、令和元年度実績値は集計中であるが、直近の実績値が判明している平成30年度は実績値が目標値を上回っている。また、平成28年度以降、順調に来所相談件数が増加している。こうしたことから、厚生労働省において婦人相談所のガイドラインを策定するなど、各自治体が円滑に相談対応を実施できるよう支援しており、被害者からの来所相談体制に係る機能を強化する取組が、保護・支援の体制整備において有効に機能していると評価できる。</li> </ul>

**(効率性の評価)**

- 指標1及び指標3については、いずれも地方交付税措置し、効率的に児童相談所設置自治体の負担軽減を実施していることから、国は、事業主体である市町村に対し、効率的な事業実施を指導してきたと評価できる。
- 指標2については、死亡事例数の把握や検証に係る毎年度調査票の見直しを行うことにより、効率的な事業実施を図っている。
- 指標4については、指標1、3と同様に地方交付税措置しているところだが、達成状況は未達成となっている。令和4年4月1日から児童相談所への保健師配置が義務化されることを見据え、全ての児童相談所への保健師配置を目指す。
- 指標5については、複数事業からなる統合補助金として、地方自治体が地域のニーズに応じて効率的に事業を実施することを可能としており、「子育て世代包括支援センター業務ガイドライン」や「子育て世代包括支援センターの事例集」を作成するとともに、出生数の少ない市町村などによる事業の共同実施を推進するなど、効率的な取組が行われていると評価できる。
- 指標6については、実施主体である市町村の実績等を踏まえ、必要な経費に限定して予算要求していること、交付要綱においても、交付金の対象経費を事業に必要な経費に限定していること、などから、国は、事業主体である市町村に対し、効率的な事業実施を指導してきたと評価できる。
- 指標8及び指標9については、毎年度、事業内容を精査し、必要に応じて事業メニューの見直しを行っており、効率的に事業が実施されていると評価できる。
- 指標10については、事業メニューの改善等を図りながら、必要な予算措置を講じていることから、効率的に事業が実施されていると評価できる。

**(現状分析)**

【達成目標1: 虐待発生時の対応等が迅速・的確に行われるよう、専門職の配置等により児童相談所の体制強化を推進すること】

- 指標1については、毎年度概ね順調に増加しており、引き続き目標達成に向け取り組む。目標値を達成するための主な方法は、交付税措置によるものであり、目標未達の理由を特定することは難しいが、例えば、慢性的な人材不足や職員の育成・定着への課題が考えられることから、研修教材の提供など引き続き補助事業による配置促進に取り組む。
- 指標2(児童虐待による死亡数)について、令和元年度及び令和2年度の実績値は集計中であるが、実績の推移は、心中以外について、平成28年度49人、平成29年度52人、平成30年度54人である。一方で、心中は、平成29年度28人、平成29年度13人、平成30年度19人である。これらの死亡数には虐待による死亡と断定できていない疑義事例も含んでおり、指標としての達成状況は判断できない。
- 指標3については、毎年度順調に増加しており、引き続き目標達成に向け取り組む。
- 指標4については、各自治体における配置が低調な状況である。この要因として、保健師に係る他の業務需要により、人材確保が困難になっていること等が考えられる。一方で令和4年4月1日から児童相談所への保健師配置が義務化されることも見据え、採用活動など引き続き補助事業による配置促進に取り組むなど、更なる配置促進に取り組む。

【達成目標2: 妊娠期からの児童虐待防止対策を推進すること】

- 指標5については、全国展開の目標は一定の成果を得られており、今後は、新型コロナウイルス感染症に不安を抱える妊産婦、特定妊婦や、産後うつ、障害がある方への対応といった多様なニーズに対応できるよう、子育て世代包括支援センターに専門職(SW、PSW、心理職等)を配置し、特定妊婦等に対するSNS・メール等での即時の相談対応、アウトリーチによる支援、市区町村子ども家庭総合支援拠点や要保護児童対策地域協議会との連携強化を行うことで、体制強化を図る必要がある。
- 指標6については、令和元年度及び令和2年度の実績値が集計中であることから、平成30年度について評価すれば目標値を概ね達成しているが、100%に達していない要因として、未実施の自治体は5万人未満の市町村が多く、人材の確保が困難であるといった点が挙げられる課題であると考えられる。本事業の毎年度の実績値は増加傾向にあるものの、こうした課題を有する自治体もあることから、現在、社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会において、支援を必要とする家庭に対する支援のあり方に関する議論がなされており、同委員会での議論も踏まえて、目標である全市町村実施に向けて取り組んでいく。
- 指標7については、直近2か年度分は集計中であるが、平成23年度のベースライン値から比較すると改善しており、今後も妊娠期からの切れ目のない支援を行い乳幼児健診へとつないでいくことで、令和6年度の目標達成を目指していく。

【達成目標3: 里親・ファミリーホームへの委託の推進、特別養子縁組制度等の利用促進、児童養護施設等の小規模かつ地域分散化、自立に向けた支援の強化により、虐待を受けた子どもなどへの支援を推進すること】

- 指標8については、「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」の中で、「概ね7年以内(令和8(2026)年度まで)(3歳未満は概ね5年以内(令和6(2024)年度まで))に乳幼児の里親等委託率75%以上」、「概ね10年以内(令和11(2029)年度まで)に学童期以降の里親等委託率50%以上」の実現に向けて、取組を推進するとしており、現状では、増加傾向となっている目標達成に向け、今後は令和6年度末までの期間を「集中取組期間」として位置付け自治体の取組を強力に後押しする。
- 指標9については、「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」の中で、特別養子縁組制度のより一層の活用を検討を促していく観点から、概ね5年以内(令和6(2024)年度)に年間1,000人以上の縁組成立を目指すとしており、現状では増加傾向となっている。引き続き目標達成に向け取り組む。

【達成目標4: DV被害者への支援体制(相談しやすい体制)を整備すること】

- 指標10については、厚生労働省による婦人相談所ガイドライン等を踏まえ、自治体において、着実に相談対応がなされたことによるものであると評価できる。

**(施策及び測定指標の見直しについて)**

【達成目標1: 虐待発生時の対応等が迅速・的確に行われるよう、専門職の配置等により児童相談所の体制強化を推進すること】

- 指標1については、順調に推移しており足下では概ね目標を達成していることから、児童相談所における児童虐待相談対応件数の増加(平成30年度:159,838件 → 令和元年度:193,780件)や、自治体の増員状況等を踏まえ、児童福祉司に関する新プランの目標について、1年前倒しを行い、2021年度(令和3年度)に約5,260人の体制となることを目指す。
- 指標2については、引き続き、児童虐待から子どもの生命を守る施策の評価指標とし、児童虐待による死亡数の減少を目指す。死亡事例の検証を継続し、検証結果を踏まえた課題や提言の自治体等への周知を図るとともに、児童相談所の体制強化等の取組を推進する。
- 指標3については、順調に推移しており足下では目標を達成していることから、児童相談所における児童虐待相談対応件数の増加(平成30年度:159,838件 → 令和元年度:193,780件)や、自治体の増員状況等を踏まえ、児童心理司に関する新プランの目標について、1年前倒しを行い、2021年度(令和3年度)に約2,150人の体制となることを目指す。
- 指標4については、令和4年4月1日から児童相談所への保健師の配置が義務化されるため、測定指標の目標値は「令和4年度:100%」を維持したい。その上で、直近の実績値から目標値まで乖離があるため、保健師の配置を加速していく。
- このほか、新型コロナウイルス感染症の影響により、子ども見守り機会が減少し、児童虐待のリスクが高まる恐れがあるが、児童相談所相談専用ダイヤルの無料化や新たにSNSを活用した相談支援の強化等を図っていく。

評価結果と今後の方向性

施策の分析

	<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p>【達成目標2: 妊娠期からの児童虐待防止対策を推進すること】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指標5については、子育て世代包括支援センターへの社会福祉士、精神保健福祉士や、その他の専門職の配置を促し、相談支援の機能強化を図るという観点から評価をするため、「相談支援機能を強化した子育て世代包括支援センターの割合」を新たに指標とする予定である。</li> <li>指標6については、順調に推移していることから、引き続き目標達成を目指していく。また、養育支援訪問事業においては、「少子化社会対策大綱」(令和2年5月29日閣議決定)において設定した目標となっているため、測定指標としては、今後もこの数値を用いることとしたい。他方で、養育支援訪問事業を含め、支援を必要とする家庭に対する支援のあり方について、現在、社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会でも議論がなされており、同委員会での議論も踏まえて、支援の充実策等について検討していきたい。</li> <li>指標7については、目標未達となったが、乳幼児健診の未受診は児童虐待のハイリスク要因であることから、令和6年度の目標達成に向け、子育て世代包括支援センターを中核として、全ての妊産婦・乳幼児・保護者等へのポピュレーションアプローチに加え、多様な専門機関との連絡調整や連携によるハイリスクアプローチでの介入等を行うことで、切れ目ない妊産婦、乳幼児への支援の充実を図っていく。</li> </ul> <p>【達成目標3: 里親・ファミリーホームへの委託の推進、特別養子縁組制度等の利用促進、児童養護施設等の小規模かつ地域分散化、自立に向けた支援の強化により、虐待を受けた子どもなどへの支援を推進すること】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指標8及び9については、目標年度における目標値の達成に向け、今後は各都道府県で策定された社会的養育推進計画に基づき、より一層の目標達成のための取組を実施していく。</li> </ul> <p>【達成目標4: DV被害者への支援体制(相談しやすい体制)を整備すること】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指標10については、DV被害者への相談体制整備を盛り込んだ第5次男女共同参画基本計画を令和2年度に策定したので、令和3年度以降の目標値は、その前年である令和元年度の件数を上回ることを目標とし、DV被害者への支援体制強化に向けた取組を引き続き実施していく。</li> </ul>
--	----------------------	---

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>第10回政策評価に関する有識者会議労働・子育てワーキング(令和3年7月21日開催)で議論いただいたところ、以下の9点について意見があり、これを踏まえ、以下に示すような評価書の修正等を行った。</p> <p>【達成目標1について】</p> <p>① 児童福祉司の数を指標1としており、数を増やすことも重要だが、新規参入する児童福祉司を支える仕組みやメンタルケア等も含めて対応し、若い児童福祉司が定着するような取組が必要。 ⇒ 児童福祉司の育成、定着のための取組については、「子ども家庭福祉に関し専門的な知識・技術を必要とする支援を行う者の資格の在り方その他資質の向上策に関するワーキンググループ」の報告書において、研修をはじめとする人材養成の研修の仕組み、自治体間の人事交流などを通じた育成方法などについて指摘されているところ。今回の指摘内容も踏まえ、引き続き、検討していく。</p> <p>② 児童福祉司数の数は増えているが、業務の複雑化や対応すべき件数の増加によって、子どもや保護者と対話する時間が減っているのではないかと危惧がある。人数を増やすとともに、別の指標で質の確保を図ることも必要。 ⇒ 児童福祉司の業務の質を定量的に測る指標の設定は難しいが、職員の量の確保とともに、質の確保・向上にも取り組むことが重要であり、上記①で示したように児童福祉司の質向上に向けた取組を検討していく。</p> <p>③ 指標2(児童虐待による死亡数)は、指標1、指標3及び指標4に示す取組の最終的なアウトカム(インパクト)という位置付けであり、指標1～指標4までを総括的に把握して初めて、PDCAサイクルを回せることになる。そのため、令和元年度及び令和2年度の実績値は集計中とのことだが、集計を急いでいただき、達成目標1としての評価を行うことが必要。</p> <p>④ 指標2(児童虐待による死亡数)は、集計に時間を要することは理解できるが、子どもの生命に関わる緊急性の高い問題に関する指標でもあるため、緊急性に鑑み、暫定値でも示すことはできないか。 ⇒ 児童虐待による死亡数は、2年前に把握した虐待による死亡(疑いを含む)事例について、地方自治体による検証結果等を調査し、その結果を社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会にて検証の上、虐待による死亡事例と判断した結果を公表しているものであるため、集計時期を早めることは難しい。ただし、令和元年度の児童虐待による死亡数は令和3年8月27日に公表となったため、追記する。なお、児童虐待相談対応件数については、例年単位の集計であるところ、新型コロナウイルス感染症の影響を見るため、現在は月単位で集計しており、こうした取組を引き続き行っていく。</p> <p>【達成目標2について】</p> <p>⑤ 指標5の子育て世代包括支援センターは母子保健を中心とした包括的な支援を提供する場であるが、保健師がソーシャルワーカーの代わりに務める場面が出てきて、母子保健の専門性を発揮することが難しい場面もあり得る。そのため、ソーシャルワーカーといった専門職の配置を進める等にも取り組んでほしい。</p> <p>⑥ 子育て世代包括支援センターの設置を進めるとともに、相談の質を上げていくことも重要。また、要保護児童対策地域協議会などの関係機関との連携や役割分担も意識しなければならない。 ⇒ 市町村に設置されている虐待対応の拠点である「子ども家庭総合支援拠点」と母子保健の拠点である「子育て世代包括支援センター」を一体的に運営していく必要があり、現在、社会保障審議会社会的養育専門委員会において議論しているところ。指摘内容も踏まえ、引き続き、同専門委員会での議論を進めつつ、ソーシャルワークの充実に努めていく。</p> <p>⑦ 指標5の子育て世代包括支援センターの整備が目標未達となったことは、重く受け止めなければならない。可及的に速やかな整備が必要である。また、特定妊婦や若年層の妊婦へのケア、産後うつへのケアなど支援を必要とする妊産婦に対するアウトリーチの取組に係る指標も必要であり、検討してほしい。(情報発信、メールによる相談等の効果の把握等)。 ⇒ 産後うつなどの不安を抱える妊産婦等の支援を行う「産後ケア事業」のアウトリーチ型の実施か所数などを指標とすることを検討したい。令和3年度中に現状等を調査し、目標値について検討することとしたい。</p> <p>【達成目標3について】</p> <p>⑧ 指標8(里親等委託率)に関して、里親の養育を支援する取組が必要。 ⇒ 里親の養育を支援する事業が都道府県等单位で実施されており、助成金による財政支援を行っている。</p> <p>⑨ 指標8(里親等委託率)は、現状の数値の推移から判断すると令和6年度の目標達成が難しいと予想される。目標達成が難しい状況が判明した場合には、目標の在り方を再検討するのか。 ⇒ 子どもの最善の利益のために適切な養育環境を確保する必要があり、そのための水準として設定された里親等委託率であることから、引き続き、自治体等への支援に努めていく。</p>
------------------------	--

<p>参考・関連資料等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策(児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議) URL: <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000335930.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000335930.pdf</a></li> <li>「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」の更なる徹底・強化について(児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議) URL: <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000477987.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000477987.pdf</a></li> <li>児童虐待防止対策の抜本的強化について(児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議) URL: <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000490768.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000490768.pdf</a></li> <li>子育て世代包括支援センターの実施状況(指標5) URL: <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000139067.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000139067.html</a></li> <li>健やか親子21(指標7) URL: <a href="http://sukoyaka21.jp/">http://sukoyaka21.jp/</a></li> <li>地域保健・健康増進事業報告(指標7) URL: <a href="https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/32-19.html">https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/32-19.html</a></li> </ul>
-----------------	--

<p>担当部局名</p>	<p>子ども家庭局家庭福祉課、家庭福祉課虐待防止対策推進室</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>子ども家庭局家庭福祉課長 中野孝浩 子ども家庭局家庭福祉課虐待防止対策推進室長 羽野嘉朗</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>令和3年8月</p>
--------------	-----------------------------------	---------------	---	-----------------	---------------